

令和7年度自主学習支援Eラーニング研修業務委託契約書（案）

茨城県自治研修所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和7年度自主学習支援Eラーニング研修業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実をもってこの契約を履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、この契約書に定めるもののほか、別添「令和7年度自主学習支援Eラーニング研修業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和8年2月28日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）とする。

（契約保証金）

第5条 甲は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項第6号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の制限）

第7条 乙は、委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（秘密保持等）

第8条 乙は、委託業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

(調査)

第10条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について調査し、もしくは必要な報告を求め、または委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(業務実績報告等)

第11条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙の業務が仕様書に示すものに適合していないときは、その業務の手直しを命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

(委託料の支払)

第12条 甲は、前条の規定による検査確認した後、乙の請求に基づき、当該請求を受けた日から30日以内に、委託料を支払うものとする。

(業務内容の変更)

第13条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対して書面により通知するものとする。

(委託料の変更)

第14条 委託業務の内容等に変更を生じた場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議の上委託料を変更できるものとする。

(善管注意義務)

第15条 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理する義務を負うものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、業務実施に当たり、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙への事前の通知等をせずに、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

(2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

(3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払いを停止したとき。

(4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。

(2) 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

(3) 乙にこの契約を確実に履行する意思がないと認められるとき。

(4) 乙がこの契約に違反したとき。

3 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、委託料の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、履行済みの部分に相当する金額は、委託料に算入しないものとする。

4 前項の違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げるものではない。

第18条 甲は、この契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。)を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、前各号に掲げる抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。業務委託が完了した後も同様とする。ただし、甲が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(遅滞損害金)

第19条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、遅滞日数に応じ委託料の年2.5パーセントに相当する額を遅滞損害金として、甲の指定する期間内に甲に払わなければならない。

(暴力団排除条項)

第20条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(個人である場合にはその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上経営に参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降すべての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員又は使用人等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 茨城県水戸市柵町1-3-1

茨城県自治研修所長 鈴木 貴裕

乙

別記

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

受講者に関する個人情報は、委託業務が完了し、甲から指示を受けたときは、速やかに廃棄すること。また、廃棄した旨を甲に対し書面で報告すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集及び作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。